

# 仕 様 書

## 1 件名

令和6年度 吹田市府費負担教職員ストレスチェック委託業務

## 2 委託業務の実施目的

吹田市立小・中学校に勤務する府費負担教職員に対し、自らのストレスの状況に気付きを促し、ストレスが高い教職員を早期発見し、面接指導へつなげるとともに、検査結果を一定規模の集団ごとに集計・分析し、職場環境改善につなげ、もって教職員の心の健康の不調を未然に防止することを目的とする。

## 3 委託期間について

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 対象者

吹田市立小・中学校（全 54 校 ※【別紙 1】参照）に勤務する府費負担教職員（講師、非常勤講師、非常勤嘱託員等を含む全ての府費負担教職員）

対象者数：約 2,049名（令和6年度対象予定者数）

※対象者リストは別途提示する。なお、対象者数は変動する可能性がある。

※受検者数分を請求すること。

## 5 委託業務の概要

労働安全衛生法に基づくストレスチェックについて、職業性ストレス簡易調査票(57項目調査票)に本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定する追加3項目を加えた計60項目の質問を記載した調査票を作成し、教職員の調査・分析を実施する。

主な業務内容は、以下のとおり。

- (1) ストレスチェック票の作成・納品
- (2) 調査の実施・回収
- (3) 回答に対する分析・評価・結果通知
- (4) 高ストレス者の抽出
- (5) 面接指導受診勧奨
- (6) 集団分析データの作成・納品等

業務の実施に当たっては、事前打合せ、ストレスチェックの実施及び高ストレス者対応等各段階において、より効果的に実施できるよう、積極的な企画提案及び教育委員会との協議を行うこととする。

なお、本業務については、厚生労働省が作成した「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に準拠して行うこととし、ストレスチェック調査票の個人結果の分析・判定方法については、「職業性ストレス簡易調査票を用いたストレスの現状把握のためのマニュアル」を参考とすること。

## 6 実施方法

### (1) 個人分析

ア ストレスチェック調査票（以下「調査票」という。）セット等の納品

(ア) 調査票の質問項目は、労働安全衛生法施行規則及び厚生労働省のマニュアルの趣旨に則り、「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」の質問項目を全て含めたいうえで、以下に挙げる3項目を追加し、計60項目とすること。

- ・担任の有無
- ・就労時間
- ・現在のストレス要因（複数選択可能）

※詳細については、【別紙2】参照

(イ) 調査票には、教育委員会が提供する対象者データを基に、あらかじめ対象者の所属、氏名、職員番号を印字すること。なお、性別及び生年月日については、あらかじめ印字するのではなく、受検者が記載できるよう当該欄を設けておくこととする。

(ロ) 調査票を対象者へ誤りなく個別に配付できるよう、窓空き封筒や、対象者の所属、氏名が印字された封筒を使用するなど、工夫すること。

(ハ) 対象者が回答した調査票を、他人の目に触れないよう回収できるようにするため、封筒に封をして回収することができるようにすること。

(ニ) 調査票を配付する封筒等に、ストレスチェックの趣旨や目的の案内、また、受検を勧奨するための書面を封入すること。なお、その書面内容は教育委員会と協議のうえ決定すること。

(ホ) 予備の調査票セット（白紙）も、学校ごとに各5部用意すること。

(ヘ) 調査票は、受託者から郵送等で直接各学校へ納品することとし、要する費用は、受託者の負担とする。その際、個人情報の取扱いに配慮した方法で納品すること。

### イ 調査票の回収

調査実施後に、調査票の回収を行うこととし、要する費用は、受託者の負担とする。その際、個人情報の取扱いに配慮した方法で回収を行うこと。

### ウ 個人結果の評価基準及び判定結果の出し方について

#### <評価基準>

厚生労働省「労働安全衛生方に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」評価基準の例（その2）、素点換算表を用いたものとする。

#### <高ストレス者判定の留意点>

職業性ストレス簡易調査票（57項目）に追加して調査票に記載する3項目の質問は、高ストレス者の判定には使用しないものとするが、ストレスチェック実施結果の集団分析に使用するほか、必要に応じて面接指導要否判定の参考にする。

### エ 書面による個人への結果通知及びカウンセリング等の案内

(ア) 個人結果通知及びカウンセリング等の案内の内容は、厚生労働省のマニュアルの趣旨に基づくものとする。詳細については教育委員会と協議のうえ決定すること。また、高ストレス者については、面接指導勧奨文書も同封すること。

(イ) カウンセリング等案内の書面内容は、わかりやすいよう、厚生労働省のセルフ

ケアのアドバイスを参考にするとともに、教育委員会と協議のうえ決定すること。

- (ウ) 個人結果の報告書は、容易に他者の目に触れないよう個人ごとに親展封筒に封入封緘したうえで、受託者から直接各学校宛に郵送等で納品すること。郵送料を含め、要する費用は、全て受託者の負担とする。

#### オ 実施者への受検者個別結果データの提出

- (ア) 全員の受検者個別結果のデータを、エクセルファイルで提出すること。
- (イ) 個別結果通知と同じ書式のもの、PDFファイルで提出すること。

### (2) 集団分析（職場単位及び全体評価）

#### ア 共通項目

- (ア) 学校別及び全体の集団での集計・分析の実施  
教職員衛生委員会での調査審議等の結果、教育委員会の当初指定の規模以外での集団分析の結果について提出を求める場合があるので、対応に努めること。

- (イ) 集団分析結果のデータ及び紙媒体の提出  
集団分析結果については、データ及び紙媒体で提出することとし、データ形式はPDFファイルとする。

#### イ 学校単位及び全体での集団分析について

- (ア) 「学校」を単位とした集団分析を実施し、以下の分析結果を納品すること。
  - ・学校ごと
  - ・全体（小学校、中学校及び全校の分析結果を明示すること）ただし、業務内容等に応じて、市の判断で一部学校を統合、分割する場合があります。（受検者数が10名未満の場合は、各学校に対し原則通知しない。）

※集団分析対象学校数：54校

- (イ) 学校ごとの分析結果を紙媒体で提出する場合は、各2部用意すること。
- (ウ) 「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」の回答結果に基づく厚生労働省が規定する「仕事のストレス判定図」を用いた集団分析を行うこと。
- (エ) 集団分析結果の通知において、集団分析結果の見方を記すこと。

#### ウ 質問項目単位での集団分析について

- (ア) 質問項目ごとに、「そうだ」、「まあそうだ」、「ややちがう」、「ちがう」の回答者数及び回答者の割合を出すこと。

また、分かりやすいようグラフ等でも表すこと。

- (イ) 労働安全衛生規則（昭和47年法律第32号）第52条の9に規定する3領域19項目ごとに、上記(ア)と同様に分析すること。
- (ウ) 次の項目ごとに集計分析を実施すること。
  - 男女、年代、補職（役職のこと）

#### エ 全体評価について

男女、年代（20～60代で10代ごと）、補職等

### (3) 未受検者について

未受検者についての一覧をデータで提供すること。

## 7 教育委員会から提供するデータ

- (1) エクセルファイルでのデータ提供とする。
- (2) データ項目は次のとおりとする（順不同）。

- ア 所属コード及び名称
- イ 職員番号
- ウ 氏名（漢字及びフリガナ）
- エ 補職

## 8 納品・回答後の調査票回収について

提出先は、教育委員会学校教育部保健給食室とする。また、納品にあたり、所属コード順（学校ごと）の職員番号順にまとめるものとする。

## 9 実施スケジュール（予定）

教育委員会からのデータ提供	10月初旬
調査票納品	11月中旬～下旬（11月最終週の月曜までに）
受検時期	11月下旬～12月上旬（2週間程度）
提出期限	12月上旬 ※遅れて提出があった場合は受託者と相談しながら回収
結果通知納品	（個別）1月中旬～1月下旬（1月末までに） （集団）2月中旬～2月下旬（2月末までに）

## 10 再委託について

受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならないものとする。

## 11 個人情報保護について

- (1) 吹田市情報セキュリティポリシー、吹田市個人情報保護条例及び個人情報保護法等関係法令の各条項を遵守すること。
- (2) 教育委員会から提出されたデータ等については個人情報保護の観点から十分に留意して取り扱うこととし、外部に情報が漏れることのないよう細心の注意を払うこと。  
また、当市から提出されたデータ等を今回のストレスチェックの実施以外で使用しないこと。

## 12 その他

仕様書の疑義については教育委員会に確認し、その指示に従うこと。細部については教育委員会が指示をするが、仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることについては協議のうえ適正に実施すること。